

(適用区分一覧)

令和6年(2024年)3月から適用する労務・技術者単価の取扱い区分

<区分>

<スケジュール>

<取扱い(適用)>

3月1日

新労務単価

契約

施行
同
決裁

工 期

・新労務単価を含む直近の設計単価を適用して予定価格を積算
・入札公告等で入札参加者へ周知

旧労務単価

施行
同
決裁

契 約

工 期

新労務単価の運用に係る特例措置適用
・入札公告前であれば、入札公告等で入札参加者へ周知
・当初契約時点の新労務単価を含む設計単価で設計変更

特例対象
(対象:工事、委託)

※参考:インフレスライド条項

旧労務単価

施行
同
決裁

契 約

インフレスライド基準日から残工期2ヶ月以上の工事が対象

工 期

・インフレスライド適用(受注者負担残工事費の1%)

インフレスライド
(対象:工事のみ
委託業務は対象外)

施行
同
決裁

契 約

インフレスライド基準日から残工期2ヶ月以上の工事が対象

工期の始期

余 裕 期 間

工 期

・インフレスライド適用(受注者負担残工事費の1%)

インフレスライド
(対象:工事のみ
委託業務は対象外)